

経営力強化借換資金のご案内

■経営力強化借換資金とは

国の認定を受けた専門家（認定経営革新等支援機関※）の支援を受けながら経営改善や経営力強化に取り組む県内中小企業者を支援する借換制度です。

※認定経営革新等支援機関

中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。

■ご利用いただける方

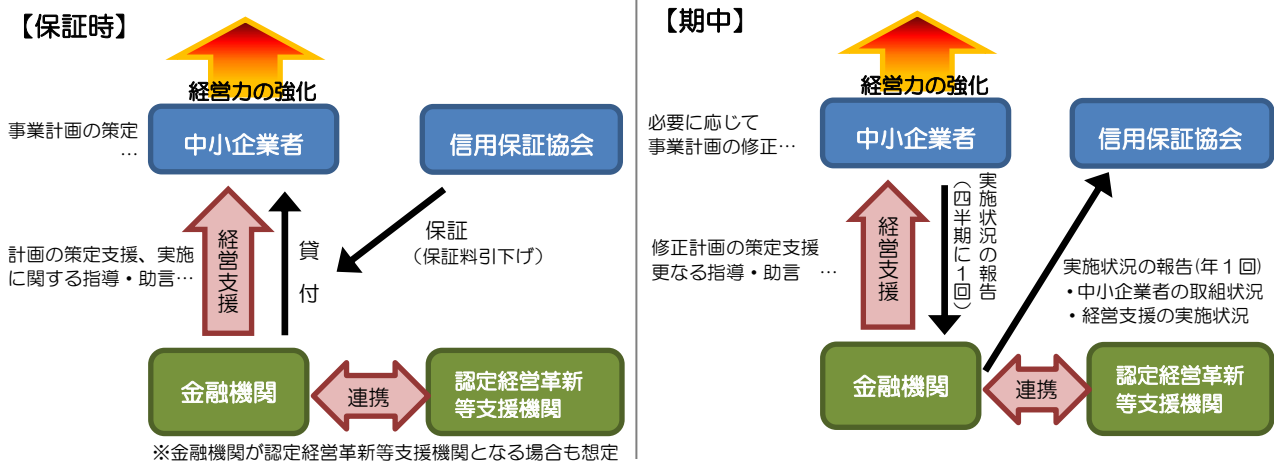
次のいずれにも該当する方

- 県内に事業所を有している方。
- 青森県信用保証協会の保証を受けている借入金残高がある方。
- 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方。

■制度の特徴

- 中小企業者は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎に報告していただきます。
- 金融機関は、認定経営革新等支援機関と連携して、中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、経営支援の実施状況等を信用保証協会に対して年1回報告します。
- 融資利率及び保証料率が軽減されます。
- 一部市町村では、当制度の利用者に対する信用保証料の一部補給を行っています。

■制度のしくみ



※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

融 資 限 度 額	1 億円
資 金 使 途 (注1)	既往借入金（青森県信用保証協会の保証を受けている借入金に限る。）の返済資金。但し、事業計画の実施に必要と認められる場合は、ニューマネーを上乗せすることができます。
融 資 利 率	金融機関所定利率－1.3%（下限1.1%）
融 資 期 間	10年以内（うち、据置期間1年以内）
融資形式・償還方法	証書貸付・割賦償還
信 用 保 証 料 (注2、3)	0.45%～1.75% ※原則として、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率が適用されます。
保 証 人 (注4)	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません
物 的 担 保	必要に応じて徴求
取 扱 金 融 機 関	県内に本店又は支店を有する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会)

(注1) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号については、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限りです。

(注2) 特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、通常の融資利率及び保証料率が適用され、差額分の追加負担を生じる場合があります。

(注3) 下記市町村では、信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村経済産業担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

〔◇該当市町村（令和6年7月1日現在：8市町村）
弘前市、つがる市、大鰐町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、南部町〕

(注4) 中小企業者である法人が、青森県信用保証協会が別に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものを選択する場合には、所定の信用保証料率に0.25%又は0.45%を上乗せした信用保証料率となります。

■融資の申込手続き

○以下の書面を添えて、取扱金融機関の窓口へお申込みください。

- ・ 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書（兼青森県経営力強化借換資金要件確認書）
- ・ 事業行動計画書（申込人が策定したもの。様式任意）
- ・ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号については、市町村又は特別区長の認定証

○融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査が必要です。

○ご希望の融資額は、各企業の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話 017-723-1354（保証業務課）

○青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/kenyuusi.html>

青森県融資制度 検索